

二人以上の者が共同所有する浄化槽を廃止して公共
下水道へ接続する工事に対する助成事務手続き要領

(助成の対象)

第1条 浄化槽廃止工事と排水設備工事が同時申請されたものに限る。

(助成の申請)

第2条 改造工事の申込み及び改造工事設計確認申請は、共同所有者が選んだ代表者とする。(以下「代表申込者」という。)

2 改造工事の申込み及び改造工事設計確認申請に次の書類を添付する。

申請区分	ア 代表者であることを証する書類
改造工事申込書	イ 共同所有者名簿 ウ 工事の所有について共同所有者全員または総会の決議書 エ 貸付金利用者及び連帯保証人の一覧表
改造工事設計確認申請書	オ 排水設備工事業者以外の業者が施工する工事(浄化槽撤去工事等)のあるときは、その見積書

(助成の額)

第3条 助成の額は、千葉市水洗便所改造等資金助成条例(昭和43年条例第18号。)(以下「条例」という。)第5条による。ただし貸付金は次により計算した額とする。

$$\frac{\text{(助成対象工事費)} - \text{(一部補助金)}}{\text{(共同所有者数または改造工事費負担者数)}}$$

(助成の決定)

第4条 助成の決定は、排水設備工事業者の施工分及び排水設備工事業者以外の施工分の合算額をもとに計算するものとする。

(助成金の請求及び受領)

第5条 一部補助金の請求および受領は代表申込者とする。

2 貸付金の請求、受領および施工業者への支払は貸付金利用申込者とする。

3 2の請求、受領について貸付金利用者は代表申込者に委任することができる。この場合において委任状を添付しなければならない。

(検査)

第6条 検査は、排水設備工事業者施工分および排水設備工事業者以外の施工分につき実施する。ただし、後段の検査は浄化槽の廃止の確認に止める。

(助成金の支払)

第7条 前条に定める検査に合格した後に支払うものとする。

付 則

この要領は、昭和62年9月1日から施行する。